

指定居宅介護支援に係る留意事項

5 退院・退所加算の算定について

平成30年12月14日 浜広介第947号

退院・退所加算の算定について

加算の概要

退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関及び介護保険施設等（以下「医療機関等」という。）との連携促進を評価する加算です。

	カンファレンス 無	カンファレンス 有
連携1回	加算Ⅰ（イ） 450単位	加算Ⅰ（ロ） 600単位
連携2回	加算Ⅱ（イ） 600単位	加算Ⅱ（ロ） 750単位
連携3回	—	加算Ⅲ 900単位

※区分に従い入院又は入所期間中につき1回を限度として算定する。

ただし、加算(Ⅰ)ロ、加算(Ⅱ)ロ、加算(Ⅲ)を算定できるのは、カンファレンスに参加した場合に限る。

加算の算定要件

医療機関等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定します。

加算算定に当たっての留意事項

(1) 当該加算の算定要件に係るカンファレンスの定義について

ア 医療機関からの退院時におけるカンファレンス

医療機関における「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3」の要件を満たす会議をいいます。（要件を満たしていれば、医療機関側が実際に退院時共同指導料を請求しているか否かは問いません。）

イ 介護保険施設等からの退所時におけるカンファレンス

介護保険施設等が、各基準省令に位置づけられる入所者への援助又は指導及び居宅介護支援事業者に対して情報提供等を目的として行うものであり、従業者及び入所者又は家族が参加する会議をいいます。

(2) 加算算定に必要な記録等について

ア 利用者に関する必要な情報について

別紙に示す「退院・退所加算に係る様式例（平成21年老振発第0313001号厚生労働省老健局振興課長通知別紙2）」を参考として記録してください。

イ カンファレンスの内容について

カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等を居宅サービス計画等に記録してください。

ウ 医療機関とのカンファレンス参加の根拠書類について

当該カンファレンスに基づき医療機関から利用者又は家族に提供された文書（退院時共同指導書等）の写しを添付してください。当該会議が診療報酬における「退院時共同指導料2の注3」の要件を満たすものであるかを、必ず医療機関に確認してください。

エ 介護保険施設等とのカンファレンス参加の根拠書類について

当該カンファレンスに基づき介護保険施設等から利用者又は家族に提供された文書（退所後についての助言等を記した文書）の写しを添付してください。

※カンファレンス無の算定をする場合は、上記アのみの記録で構いませんが、カンファレンス有の算定をする場合は、アの他にイ及びウ又はエの記録が必要となります。

B005 退院時共同指導料2 400点

注1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と1回以上、共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

（中略）

3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。

【診療報酬の算定方法 別表第一医科診療報酬点数表】

別紙 退院・退所加算に係る様式例（平成21年老振発第0313001号厚生労働省老健局振興課長通知別紙2）

退院・退所情報記録書									
1. 基本情報・現在の状況 等									
氏名	フリガナ	性別	年齢	退院(所)時の要介護度 (○:要区分変更)					
		男 女		要介護()・要介護() ○要介護中 ○なし					
入院(所)日: H 年 月 日 - 退院(所)予定日: H 年 月 日									
入院原因(病名)									
入院・入所先									
現在の医学管理									
療養形態(病室)									
移動手段									
排泄方法									
入浴方法									
食事形態									
嚥下機能(むせ)									
口腔ケア									
睡眠									
認知・精神									
本人への認知・理解・意識等の取扱い									
本人への退院後の生活に関する案内									
家族への認知・理解・意識等の取扱い									
家族への退院後の生活に関する案内									

2. 課題認識のための情報									
課題認識の内容									
看護の視点									
見守りの視点									
禁忌事項									
症状・病状の予後・予測									
退院に際しての日常生活の留意事項(心身状況・環境等)									
在宅復帰のために輸入しなければならない事件									
日付	開始日	情報提供を受けた職種(氏名)							会議出席
1	年 月 日								無・有
2	年 月 日								無・有
3	年 月 日								無・有

この様式は、
厚生労働省HP

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護
> 介護・高齢者福祉 > 介護職員・介護支援専門員

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054119.html>

に掲載されています。

※この様式は退院・退所加算の算定を担保するための標準様式例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を拘束する趣旨のものではありません（上記通知なお書きより）